

令和6年度 専門職大学院法務研究科（法科大学院）（D 日程入試）

憲法・民法・刑法

注 意 事 項

以下をよく読んで、間違いのないように受験してください。

1. 試験開始の合図があるまで、問題を開かないでください。
2. この問題冊子の3～6ページに問題が掲載されています。落丁、乱丁、印刷不鮮明などの箇所がある場合には申し出てください。
3. 解答用紙は憲法につき1枚（そのⅠ）、民法につき1枚（そのⅡ）、刑法につき1枚（そのⅢ）、合計3枚です。解答用紙の追加は認めません。
4. 試験開始の合図があつたら、すべての解答用紙に受験番号を記入してください。
5. 解答は必ず解答用紙の所定の場所に記入してください。
6. 解答用紙には、黒鉛筆（シャープペンシル可）の他、黒または青の万年筆・ボールペンを使用してもかまいません。
7. 文字ははっきり、ていねいに書いてください。解答の文字が読みにくい場合、点を与えないことがあります。
8. 試験中、使用していない解答用紙は机の上に裏返しにしてください。

[このページは空白です。]

憲法（配点 100 点）

X 1 と X 2（以下「Xら」という）は、婚姻届に「夫は夫の氏、妻は妻の氏を称する」旨を記載して婚姻の届出をしたところ、Y 市長からこれを不受理とする処分を受けた（以下「本件処分」という）。その理由は、民法第 750 条は「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する」と定め、戸籍法第 74 条第 1 号は婚姻の届書に記載する事項として「夫婦が称する氏」を挙げているところ（以下「本件各規定」という）、上記届出はこれらに違反している、というものであった。

そこで Xらは、戸籍法第 122 条に基づき、本件処分を不当とし、Y 市長に対し、上記届出の受理を命ずることを A 家庭裁判所に申し立てた。その際、本件各規定が憲法違反であると主張しようとしている。

Xらが主張しうる憲法上の論点を挙げ、あなたの見解を述べなさい。

民法（配点 100 点）

次の文章（ある下級審判決を一部修正したもの）を読んで、後掲の第 1 問・第 2 問の双方に答えなさい。

内科医である原告 X は、カードローン返済ができず困っていた被告 Y に対し、令和 3 年 12 月 21 日、以下の条件で 30 万円を貸し渡し、Y はこれを受領した（以下「本件契約」という。）。本件契約には次のような定めがあった。

- ア 金利（利息）の定め 年 0.001%
- イ 返済の方法と時期 月に 2 万円から 3 万円
2023 年（令和 5 年）12 月までに完済予定
- ウ 完済までは月に数回会ってデートをする。デート内容はメールやツイッターで相談した内容とする。
- エ 上記ウがあるため、金利が少なくなっている。上記ウの履行が約束どおりでない場合は金利が上がることも了解する。

Y は 1 回だけはデートに応じたが、以後は応じなかった。そこで、X は、令和 4 年 1 月 5 日、訴えを提起し、Y に、金利が 100% に上がったとして、元利合計 60 万円の支払を求めた。

第 1 問

（1）本件では、金利は年 0.001% であるにもかかわらず、元利合計で 60 万円の請求がなされている。このような請求が可能だとすればなぜか。X の立場に立ってその理由を述べよ。

（2）本件では、X は Y に対して令和 4 年 1 月 5 日に訴訟を提起して貸金等の請求をしている。このような請求が可能だとすればなぜか。X の立場に立ってその理由を述べよ。

（配点：40 点）

第2問

(1) Yは本件契約は無効であると主張し、裁判所はこの主張を認めた。契約が無効だとすればなぜか。Yないし裁判所の立場に立ってその理由を述べよ。あわせて、請求は棄却されたのか、一部認容されたのかも述べよ。

(配点: 60 点)

【参考条文】

利息制限法

(利息の制限)

第一条 金銭を目的とする消費貸借における利息の契約は、その利息が次の各号に掲げる場合に依り当該各号に定める利率により計算した金額を超えるときは、その超過部分について、無効とする。

- 一 元本の額が十万円未満の場合 年二割
- 二 元本の額が十万円以上百万円未満の場合 年一割八分
- 三 元本の額が百万円以上の場合 年一割五分

刑法（配点 100 点）

甲は、V 株式会社の経理担当者である。同社は取引先とトラブルとなり、乙川太郎弁護士に民事訴訟の対応を依頼している。甲は、V 社代表取締役の A から、上記民事訴訟の関係で、現金 100 万円を V 社の預金口座から引き出して乙川太郎弁護士に渡してくるよう指示された。

甲は、上記指示に従い、銀行で V 社名義口座から 100 万円を引き出し、乙川太郎弁護士の事務所へと向かった。ところがその途中、当たると評判の宝くじ売場が甲の目に止まり、一等が 3 億円の宝くじが販売されていた。そのとき甲は、ふと、「この 100 万円で宝くじを買えば、一等が当たる可能性が高い。一等が当たらなくても、さすがに 100 万円分くらいは当たるだろうから、それで後日弁護士に渡しに行けばいいだろう。」と思いついた。その当時、甲には総額 20 万円程度しか資産がなかったが、甲は持っていた 100 万円で宝くじ 100 万円分を購入してしまい、乙川太郎弁護士の事務所には行かなかった。

後日、甲は、A から、弁護士からの預かり証を渡すようにと言われた。慌てた甲は、たまたま友人に乙川太郎弁護士と同姓同名の乙川太郎(以下「友人乙川」という。)がいたので、同人に上記事情を話し、「宝くじ当たったら 50 万円あげるから、お前の氏名に弁護士の肩書をつけて、100 万円の預かり証を作ってくれ。」と頼んだ。すると友人乙川はこれを承諾した。なお、友人乙川は弁護士資格を有していない。友人乙川は、パソコンで V 社宛の 100 万円の預かり証を作成して印刷し、これに「弁護士乙川太郎」と手書きし、「乙川」の印鑑を押捺して、甲に渡した。甲はそれを A に提出した。

結局、上記宝くじは合計 10 万円分しか当選せず、乙川弁護士が A に問い合わせたことにより、本件が発覚してしまった。

甲と友人乙川の罪責を論じなさい(特別法違反は除く)。

[このページは空白です。]

